

広島県告示第一百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称												土砂災害警戒区域	所在地			
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																
清水一丁目 二(五九三) 七一)	清水一丁目 二(五九三) 七)	本町一八(一) 四九二)	本町一八(一) 四九二)	三和町六(一) 九〇三)	三和町六(一) 九〇三)	清水三丁目 二(四九三) )	清水三丁目 二(四九三) )	清水三丁目 三(九〇五) )	清水三丁目 八(一一七) )	清水三丁目 八(一一七) )	三和町二一(五八八六) 三和町二一(五八八六) (九〇二)	三和町二一(五八八六) 三和町二一(五八八六) (九〇二)	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	表区域示の 区域の名称	広島県呉市三和町、同市清水一丁目、同市清水二丁目、同市清水三丁目、同市本町及び同市和庄本町地内
崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	表区域示の 区域の名称	土砂災害特別警戒区域		
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施行推進災害等砂二項及 び法規に防災に對する事項四十 条第第ニ項の表区域を示す。この 区域は、政令で定められた区域を指す。 この区域は、土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類を示す。	土砂災害特別警戒区域		
清水一丁目 二(五九三) 七一)	清水一丁目 二(五九三) 七)	本町一八(一) 四九二)	本町一八(一) 四九二)	三和町六(一) 九〇三)	三和町六(一) 九〇三)	清水三丁目 二(四九三) )	清水三丁目 二(四九三) )	清水三丁目 三(九〇五) )	清水三丁目 八(一一七) )	清水三丁目 八(一一七) )	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	三和町二二(五八八六) 三和町二二(五八八六) (九〇一)	表区域示の 区域の名称	土砂災害特別警戒区域
崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	崩壊 急傾斜地の 崩壊	表区域示の 区域の名称	土砂災害特別警戒区域		
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施行推進災害等砂二項及 び法規に防災に對する事項四十 条第第ニ項の表区域を示す。この 区域は、政令で定められた区域を指す。 この区域は、土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類を示す。	土砂災害特別警戒区域		

清水二丁目 一四(四九) 四)	清水二丁目 一四(四九) 七九)	和庄川 六)	和庄川 七)	八幡川 八	八幡川 七)	八幡川 八	八幡川 八	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊 急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
清水二丁目 一四(四九) 四)	清水二丁目 一四(四九) 七九)	和庄川 六)	和庄川 七)	八幡川 八	八幡川 七)	八幡川 八	八幡川 八	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊 急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
清水二丁目 一四(四九) 四)	清水二丁目 一四(四九) 七九)	和庄川 六)	和庄川 七)	八幡川 八	八幡川 七)	八幡川 八	八幡川 八	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊 急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。